

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

日本は、O E C D諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数も、教員1人当たりの児童生徒数も多い状況にある。

また、障がいのある子どもたちに対する合理的配慮への対応、日本語指導などを必要とする子どもたちへの支援、いじめ・不登校の課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。

さらに、学習指導要領の改訂により、授業時数や指導内容も増加しており、こうした課題や問題の解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数の改善が必要である。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが当然でなければならない。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 計画的な教職員定数改善が推進できるよう国全体として取り組まれること。
- 2 義務教育費国庫負担制度は、義務教育には必要不可欠なものであることから、この制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

宮崎県議会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
文部科学大臣	松野博一殿
内閣官房長官	菅義偉殿